

検査終了した検体の取扱い等について

・ 検査終了後の検体保存期間と廃棄方法

1. 一般検査の検体

- 1) 尿は、検査当日の夕方に汚物処理槽に廃棄しています。
- 2) 髄液、体腔穿刺液、赤沈、便は、夕方に医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。

2. 血液検査の検体

- 1) 血算用の血液は、2 日間室温保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 2) 凝固用の血液は、1 週間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 3) リンパ球サブセット用血液は、翌日まで室温保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 4) 末梢血液像標本は、3 年間保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 5) 骨髓標本は、永久保存しています。

3. 生化学検査の検体

- 1) 血清（生化学）は、再栓キャップをして約 1 週間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 2) 血液（HbA1c）、血清（血中薬物濃度）、尿（生化学）は、1 週間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 3) 血液（血液ガス）は、1 週間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。

4. 免疫血清検査の検体

- 1) 血清（腫瘍マーカー・感染症・ホルモン）は、1 週間冷蔵保存しています。
その後、臨床検査部で -20℃ 保存（原則 5 年を目安）後医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。

5. 輸血検査の検体

- 1) 検査用検体は、8 日間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
ただし、「輸血療法の実施に関する指針」（改訂版）及び「血液製剤の使用指針」（改訂版）より訴求調査用のためにその一部を 1 年間保管後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 2) 期限切れ製剤または破損製剤は、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 3) 製剤パイロットは、2～3 週間保管後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。

6. 微生物検査の検体

- 1) 一般細菌検査の検体（喀痰、尿、便、膿など）は、分離培養後 1 週間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 2) 分離された耐性菌株は、 -20°C 保存しています。
- 3) 抗酸菌用の前処理後検体は、8 週間 -80°C 保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 4) 抗酸菌検体は、4 週間 -80°C 保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 5) HBV 検体は、2 週間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。陽性検体については、 -80°C で保存しています。

7. 遺伝子検査の検体

- 1) EGFR 遺伝子検査、キメラ遺伝子検査に用いた DNA、RNA は -80°C で 1 年間保存しています。
- 2) HER2 遺伝子、悪性軟部腫瘍遺伝子(FISH)スライド標本は、約半年間 -20°C 保存しています。

8. 病理組織検体

- 1) 手術材料は、少なくとも 1 年間保存後に専門業者に委託廃棄する。必要なものは別途長期間保存しています。
- 2) 手術標本整理後の新鮮残臓器は 2 日間保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 3) 生検材料の残組織は、1 ヶ月保存後、病理診断の確定したものは医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。病理診断の未確定のものは別途長期間保存しています。
- 4) リンパ節の残組織は、1 週間保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。
- 5) 解剖臓器は少なくとも 1 年間保存後、専門業者に委託廃棄する。必要なものは別途長期間保存しています。

9. 細胞診検体

- 1) 尿は翌日まで冷蔵保存後、病院廃液タンクを通して処理しています。
- 2) 喀痰、体腔液、髄液等は、1 週間冷蔵保存後、医療廃棄物容器に入れ、専門業者に委託廃棄しています。

※ 上記の検体保存期間は、必ずしも再検可能な期間ということではありません。

- **測定後の試料または残余物の取り扱い**

当検査室は測定後の試料または残余物を原則使用しません。但し、研究目的の場合、当院の倫理規程のもと使用することがあります。「臨床検査を終了した検体業務、教育、研究のための使用について－日本臨床検査医学会の見解－」を遵守しています。

- **個人情報保護に関する検査室の方針について**

「国立がん研究センターの保有する個人情報の保護に関する規程」に基づき機密情報を確実に保護するための方針と実施手順を遵守します。

- **検査室の苦情処理手順について**

- 1) 検査室に対してご意見および苦情等がございましたら、1 階総合受付カウンターに設置している「利用者の声」に投稿をお願いします。実施した対策は、必要に応じて病院内に掲示します。
- 2) 電話および対面による苦情については、苦情内容を文書で記録します。対策が必要な場合は、苦情の具体的状況と原因を分析し、再発防止策を講じます。